

日ベトナム経済連携協定の下での
特恵税率（EPA 税率）適用予定貨物を輸出される皆様へ
（ベトナム政府による実行最恵国税率（MFN 税率）の引き下げについて）

経済産業省 通商政策局 経済連携課
2009年9月

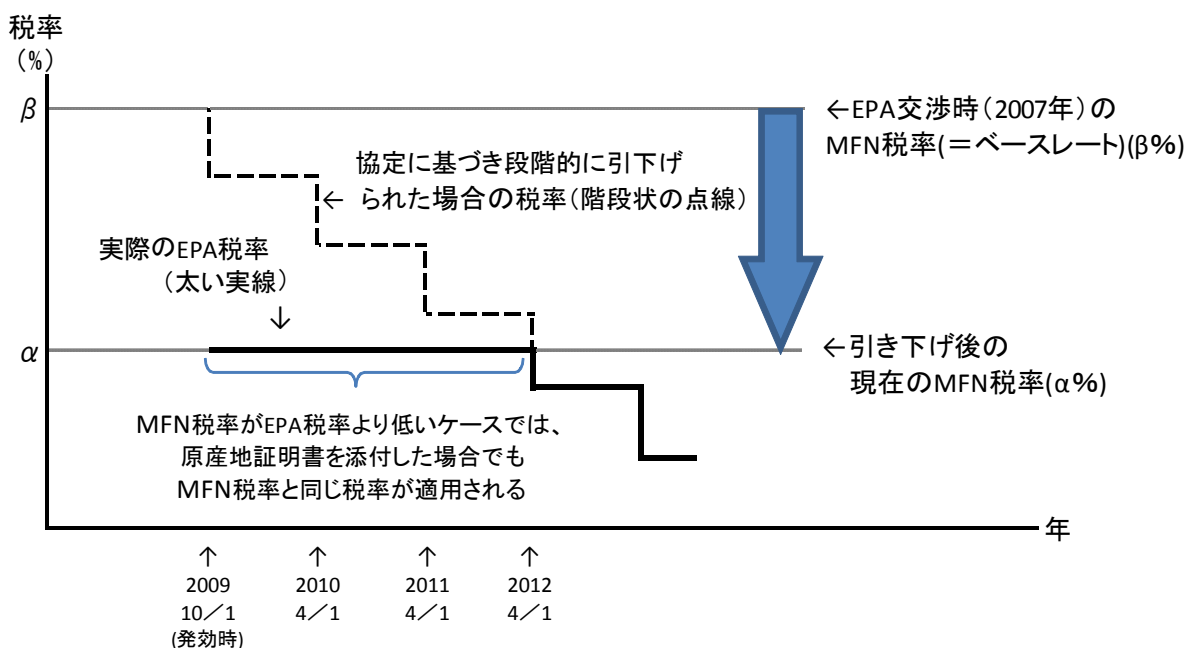
日ベトナム経済連携協定（日ベトナム EPA）は 2009 年 10 月 1 日に発効し、ベトナムにおける関税引き下げの対象となった品目については、発効時から関税の引き下げが行われます。

このうち、段階的に関税の撤廃または引き下げを行う品目については、日ベトナム EPA 交渉が行われていた 2007 年当時の実行最恵国税率（MFN 税率）を基準（＝ベースレート）に関税の引き下げが開始されますが、その後のベトナム政府による MFN 税率の引き下げにより、品目によっては、MFN 税率が EPA で定められている税率（EPA 税率）より低くなる場合が発生します。このような場合、協定第 16 条第 3 項に基づき、当該 MFN 税率が EPA 税率として適用されます（下図参照）。（MFN 税率と EPA 税率が等しくなることから、EPA 税率の適用を受けるために、日ベトナム EPA に規定されている原産地証明書を取得する必要はありません。）

従いまして、ベトナムへの輸出に際しては、EPA 税率とともに、MFN 税率などを予めご確認ください。

MFN税率がEPA税率より低い場合(例)

MFN税率が $\beta\%$ から $\alpha\%$ へ引き下げられた結果、MFN税率($\alpha\%$)が日ベトナムEPAで約束された税率を下回る場合、MFN税率($\alpha\%$)がEPAで約束された税率を下回る期間中(協定発効日～2012年3月31日)、当該MFN税率($\alpha\%$)がEPA税率として適用される。



(参考情報)

○ ベトナム側MFN税率

ベトナム税関HP

<http://www.customs.gov.vn/English/Default.aspx> (英語)

右上の「Online service」の枠中の「Tariff Search」を選択し、空欄にHSコード(最大10桁)か品名(Discription)を入力すると税率を検索できます。

○ ベトナム側EPA税率表

ベトナム財政省HP

http://vbpg.mof.gov.vn/viewdoc.aspx?Docmain_ID=28834

(協定発効から2012年3月31日までの年別の関税率が掲載されています。)

(日本国内からは閲覧できない可能性があります。)

日本外務省HP (日ベトナムEPA附属書1 (Part3))

<http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/vietnam/epa0812/annex1.pdf>

○ 日本貿易振興機構 (JETRO)

上記の内容を含め、EPAの利用に関する広報、相談を行っております。

JETRO貿易投資相談センター

[電話 03-3582-5171](tel:03-3582-5171)

また、JETROは、関税率情報データベース「World Tariff」を、日本の居住者に対し、無料で提供しており、国毎、品目毎のMFN実行税率、EPA税率を調べることが可能です。

<http://www.jetro.go.jp/biz/tariff/>

○ 日本商工会議所

特定原産地証明書の発給については下記にお問い合わせください。

日本商工会議所国際部 特定原産地証明書発給アドバイザー

[電話 03-3283-7850](tel:03-3283-7850)

○ 経済産業省

本件については、下記にお問い合わせください。

経済産業省通商政策局経済連携課

[電話 03-3501-1700](tel:03-3501-1700)

[e-mail epa-soudan@meti.go.jp](mailto:epa-soudan@meti.go.jp)